

令和 4 年

第 3 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会

令和4年第3回定例教育委員会日程

- 日 時 令和4年3月25日（金） 午後2時から
- 場 所 教育委員会大会議室
- 日程第1 会議録署名委員の指名
村松 弘康
- 日程第2 議 案
- 議案第1号 我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の
制定について (総務課)
- 議案第2号 我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の
制定について (総務課)
- 議案第3号 我孫子市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の
制定について (総務課)
- 議案第4号 我孫子市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定
について (総務課)
- 議案第5号 我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する
規則の全部を改正する規則の制定について (総務課)
- 議案第6号 我孫子市教育委員会職員の育児休業等に関する規則の制定
について (総務課)
- 議案第7号 我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規
則の制定について (学校教育課)
- 議案第8号 我孫子市布佐中学校区の学校の在り方検討委員会設置要綱
の制定について (学校教育課)
- 議案第9号 我孫子市小中学校施設の目的外使用に関する規則の一部を
改正する規則の制定について (文化・スポーツ課)
- 議案第10号 我孫子市適応指導教室設置要綱の全部を改正する告示の制
定について (教育研究所)
- 議案第11号 我孫子市地域交流教室開放実施要綱の一部を改正する告示
の制定について (生涯学習課)

- 議案第 1 2 号 我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について (生涯学習課)
- 議案第 1 3 号 我孫子市視聴覚教材・機材管理運営要綱の一部を改正する告示の制定について (生涯学習課)
- 議案第 1 4 号 我孫子市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱の一部を改正する告示の制定について (文化・スポーツ課)
- 議案第 1 5 号 我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について (文化・スポーツ課)
- 議案第 1 6 号 我孫子市生涯学習推進委員会設置要綱の一部を改正する告示の制定について (生涯学習課)
- 議案第 1 7 号 我孫子市生涯学習出前講座実施要綱の一部を改正する告示の制定について (生涯学習課)

日程第 3 諸 報 告

日程第 4 議 案

- 議案第 1 8 号 我孫子市教育委員会人事異動について (総務課)

目 次

議案第 1 号	我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 1
議案第 2 号	我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の制定について	・ ・ ・ ・ 13
議案第 3 号	我孫子市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について	・ ・ ・ ・ 26
議案第 4 号	我孫子市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 31
議案第 5 号	我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の全部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 35
議案第 6 号	我孫子市教育委員会職員の育児休業等に関する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 38
議案第 7 号	我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 40
議案第 8 号	我孫子市布佐中学校区の学校の在り方検討委員会設置要綱の制定について	・ ・ ・ ・ 43
議案第 9 号	我孫子市小中学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 46
議案第 10 号	我孫子市適応指導教室設置要綱の全部を改正する告示の制定について	・ ・ ・ ・ 50
議案第 11 号	我孫子市地域交流教室開放実施要綱の一部を改正する告示の制定について	・ ・ ・ ・ 53
議案第 12 号	我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 58
議案第 13 号	我孫子市視聴覚教材・機材管理運営要綱の一部を改正する告示の制定について	・ ・ ・ ・ 60
議案第 14 号	我孫子市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱の一部を改正する告示の制定について	・ ・ ・ ・ 62

議案第 1 5 号 我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 64
議案第 1 6 号 我孫子市生涯学習推進委員会設置要綱の一部を改正する告示の制定について	・ ・ ・ ・ 66
議案第 1 7 号 我孫子市生涯学習出前講座実施要綱の一部を改正する告示の制定について	・ ・ ・ ・ 68
議案第 1 8 号 我孫子市教育委員会人事異動について (別冊・当日配付)	・ ・ ・ ・ 70

議案第 1 号

我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 2 5 日 提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

組織の見直しによる令和 4 年度からの係制移行に伴い、担当を係に、主査長を係長に改正するとともに、総括主査職を規定するほか、条文を整備するため、提案するものです。

我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

我孫子市教育委員会行政組織規則（平成元年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
（部、課、 係 等の設置）			（部、課、 担当 等の設置）		
第10条 教育委員会の権限に属する事務を分掌するため、事務局に次の部、課並びに 係 を置く。			第10条 教育委員会の権限に属する事務を分掌するため、事務局に次の部、課並びに 担当 を置く。		
部名	課名	係名	部名	課名	担当名
教育 総務 部	総務課	総務係 施設係	教育 総務 部	総務課	総務担当、施設担当
	学校教育課	学務係 保健給食係		学校教育課	学務担当、保健給食担当
	指導課 （小中一貫教育推進室）	指導係 小中一貫教育推進係		指導課 （小中一貫教育推進室）	指導担当 小中一貫教育推進担当
生涯 学習 部	生涯学習課	企画調整係 公民館係	生涯 学習 部	生涯学習課	企画調整担当、公民館担当
	文化・スポーツ課	文化振興係 歴史文化財係 スポーツ振興係		文化・スポーツ課	文化振興担当、歴史文化財担当、スポーツ振興担当
2 略			2 略		
（事務分掌）			（分掌事務）		
第11条 前条第1項に規定する課及び 係 並びに前条第2項に規定する 小中一貫教育推進室 の 事務分掌 の基準			第11条 前条第1項に規定する課及び 担当 並びに前条第2項に規定する 室 の 分掌事務 の基準は、別表第1の		

は、別表第1のとおりとする。

(教育機関)

第13条 教育委員会の所管に属する教育機関（市立小学校及び市立中学校を除く。以下同じ。）は、次のとおりとする。

(1)から(5)まで 略

(6) **我孫子市教育相談センター**（以下「**教育相談センター**」という。）

(公民館)

第14条 我孫子市公民館条例（昭和41年条例第22号）第2条の規定により設置された公民館の**係及び事務分掌の基準**は、別表第2のとおりとする。

2 略

(図書館)

第15条 我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例（昭和54年条例第34号）第1条の規定により設置された図書館の**係及び事務分掌の基準**は、別表第2のとおりとする。

2 略

(鳥の博物館)

第15条の2 我孫子市鳥の博物館条例（平成元年条例第26号）第2条の規定により設置された鳥の博物館の**係及び事務分掌の基準**は、別表第2のとおりとする。

2 略

(白樺文学館)

とおりとする。

(教育機関)

第13条 教育委員会の所管に属する教育機関（市立小学校及び市立中学校を除く。以下同じ。）は、次のとおりとする。

(1)から(5)まで 略

(6) **我孫子市教育研究所**（以下「**教育研究所**」という。）

(公民館)

第14条 我孫子市公民館条例（昭和41年条例第22号）第2条の規定により設置された公民館の**担当及び分掌事務**は、別表第2のとおりとする。

2 略

(図書館)

第15条 我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例（昭和54年条例第34号）第1条の規定により設置された図書館の**担当及び分掌事務**は、別表第2のとおりとする。

2 略

(鳥の博物館)

第15条の2 我孫子市鳥の博物館条例（平成元年条例第26号）第2条の規定により設置された鳥の博物館の**担当及び分掌事務**は、別表第2のとおりとする。

2 略

(白樺文学館)

第15条の3 我孫子市白樺文学館の設置及び管理に関する条例（平成21年条例第11号）第2条の規定により設置された白樺文学館の係及び事務分掌の基準は、別表第2のとおりとする。

2 略

（少年センター）

第16条 我孫子市少年センター設置条例（昭和55年条例第8号）第1条の規定により設置された少年センターの事務分掌の基準は別表第2のとおりとする。

2 略

（教育相談センター）

第16条の2 我孫子市教育相談センター設置条例（平成4年条例第17号）第1条の規定により設置された教育相談センターの係及び事務分掌の基準は、別表第2のとおりとする。

2 教育相談センターは、教育総務部に所属する。

（職制）

第17条 部に部長を、課に課長を、教育機関に長を、係に係長を、第10条第2項に規定する小中一貫教育推進室に室長を置く。

2 必要があるときは参与を、部に参事、部次長及び副参事を、課及び教育機関に、主幹、課長補佐、館長補

第15条の3 我孫子市白樺文学館の設置及び管理に関する条例（平成21年条例第11号）第2条の規定により設置された白樺文学館の担当及び分掌事務は、別表第2のとおりとする。

2 略

（少年センター）

第16条 我孫子市少年センター設置条例（昭和55年条例第8号）第1条の規定により設置された少年センターの分掌事務は別表第2のとおりとする。

2 略

（教育研究所）

第16条の2 我孫子市教育研究所設置条例（平成4年条例第17号）第1条の規定により設置された教育研究所の担当及び分掌事務は、別表第2のとおりとする。

2 教育研究所は、教育総務部に所属する。

（職制）

第17条 部に部長を、課に課長を、教育機関に長を、担当に主査長を置く。

2 必要があるときは参与を、部に参事、部次長及び副参事を、課及び教育機関に、主幹、室長、課長補佐、

佐、所長補佐、副主幹、栄養士長、**総括主査**、担当栄養士長、分館長及び担当業務長を、**係**及び教育機関に、主査、主任、主任主事、主任技師、総括自動車運転手、主任自動車運転手、総括給食調理員、主任給食調理員、主任栄養士、主任福祉主事、主任歯科衛生士、総括用務員、主任用務員、主任文化財主事、主任司書及び主任学芸員を置くことができる。

別表第1（第11条関係）

(1) 教育総務部

区分		事務の概目
総務課	総務係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部の企画調整に関すること。 ○ 公印及び例規類の整備保管に関すること。 ○ 教育委員会議に関すること。 ○ 教育委員会の規則等の制定及び改廃に関すること。 ○ 教育委員及び教育長の秘書事務に関すること。 ○ 教育行政の施

館長補佐、所長補佐、副主幹、栄養士長、**主査長**、担当栄養士長、分館長及び担当業務長を、**担当**及び教育機関に、主査、主任、主任主事、主任技師、総括自動車運転手、主任自動車運転手、総括給食調理員、主任給食調理員、主任栄養士、主任福祉主事、主任歯科衛生士、総括用務員、主任用務員、主任文化財主事、主任司書及び主任学芸員を置くことができる。

別表第1（第11条関係）

(1) 教育総務部

区分		事務の概目
総務課	総務担当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部の企画調整に関すること。 ○ 公印及び例規類の整備保管に関すること。 ○ 教育委員会議に関すること。 ○ 教育委員会の規則等の制定及び改廃に関すること。 ○ 教育委員及び教育長の秘書事務に関すること。 ○ 教育行政の施

策の総括及び各課の所掌事務の連絡調整に関すること。

○ 儀式及び顕彰に関すること。

○ 事務局職員の定数、任免その他の人事に関すること。

○ 文書の受発及び保管に関すること。

○ 附属機関の委員の任命及び委嘱に関すること。

○ 事務局職員の研修及び福利に関すること。

○ 議会との連絡に関すること。

○ 教育行政相談受付に関すること。

○ 教育振興基本計画の策定及び進行管理に関すること。

○ 教育振興基金

策の総括及び各課の所掌事務の連絡調整に関すること。

○ 儀式及び顕彰に関すること。

○ 事務局職員の定数、任免その他の人事に関すること。

○ 文書の受発及び保管に関すること。

○ 附属機関の委員の任命及び委嘱に関すること。

○ 事務局職員の研修及び福利に関すること。

○ 議会との連絡に関すること。

○ 教育行政相談受付に関すること。

○ 教育振興基本計画の策定及び進行管理に関すること。

○ 教育振興基金

		<p>に関すること。</p> <p>○ 情報の公開等に係る受付及び実施に関すること。</p> <p>○ 前各号に掲げるもののほか他の<u>係</u>に属さない事務</p>
	施設係	略
学校 教育 課	学務係	略
	保健給食係	略
指導 課 (小 中一 貫教 育推 進室)	指導係	略
	小中一貫教育推進係	略

(2) 生涯学習部

区分	事務の概目	
生涯 学習 課	企画調整係	略
文	文化	略

		<p>に関すること。</p> <p>○ 情報の公開等に係る受付及び実施に関すること。</p> <p>○ 前各号に掲げるもののほか他の<u>担当</u>に属さない事務</p>
	施設担当	略
学校 教育 課	学務担当	略
	保健給食担当	略
指導 課 (小 中一 貫教 育推 進室)	指導担当	略
	小中一貫教育推進担当	略

(2) 生涯学習部

区分	事務の概目	
生涯 学習 課	企画調整担当	略
文	文化	略

化・ス ポ一 ツ課	振興 係	
	歴史 文化 財係	略
	スポ 一 ツ 振興 係	略

化・ス ポ一 ツ課	振興 担当	
	歴史 文化 財担 当	略
	スポ 一 ツ 振興 担当	略

別表第2 (第14条～第16条の2関係)

別表第2 (第14条～第16条の2関係)

所属 課	教育 機関 名	係名	事務の概目
教育 相談 セン ター		特別 支 援・長 期欠 席対 策係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教材及び 教具の<u>活用</u> に関するこ と。 ○ 教科用図 書及び教材 の<u>給付</u>に関 すること。 ○ 教育情報 の収集、<u>整</u> 理<u>及び</u>活用 に関するこ

所属 課	教育 機関 名	担当 名	事務の概目
教育 研究 所	教育 研究 所	教育 研究 担当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教材及び 教具の<u>開発</u> に関するこ と。 ○ 教科用図 書及び教材 の<u>取扱い</u>に 関すること。 ○ 教育情報 の収集<u>と</u>整 理活用に関 すること。

	と。		
	○ <u>不登校の児童又は生徒その他相当の期間学校を欠席している児童又は生徒に対する相談及び支援</u> に関すること。		
	○ <u>教育支援センター（適応指導教室）の管理及び運営</u> に関すること。		
	○ <u>特別支援教育に関する</u> こと。		
	○ <u>児童又は生徒の教育支援に関する</u> こと。		
相談係		特別支援教育担当	○ <u>特別支援教育に関する</u> こと。
			○ <u>長期欠席児童生徒の指導</u> に関すること。
			○ <u>適応指導教室（ヤング手賀沼）</u> に関すること。

			○ 教育相談、心理相談及び発達相談 に関する こと。
			○ こども発達センターとの連絡調整に関する こと。
指導課	略		略
生涯学習課	我孫子地区公民館 湖北地区公民館	公民館係	略 略
図書館	我孫子市民図書館	総務係	略
		利用	○ 図書館の

			○ 発達・教育相談 に関する こと。
			○ 児童生徒の教育支援 に関する こと。
			○ こども発達センターとの連絡調整に関する こと。
指導課	略		略
生涯学習課	我孫子地区公民館 湖北地区公民館	公民館担当	略 略
図書館	我孫子市民図書館	総務担当	略
		奉仕	○ 図書館の

サ ー ビ ス 係	<p>利用者サービス計画に関する こと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 図書館の利用者サービスに関する こと。 ○ 関連団体の育成に関する こと。 ○ 関係機関との相互協 力に関する こと。 ○ 図書館資 料の収集、 保存、管理 及び提供に 関するこ と。
分館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 分館の利用者サービス に関するこ と。 ○ 図書館資 料の収集、 保存、管理 及び提供に 関するこ

担当	<p>奉仕計画及び蔵書に関する こと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 図書館の奉仕及びサービスに関する こと。 ○ 関連団体の育成に関する こと。 ○ 関係機関との相互協 力に関する こと。 ○ 図書館資 料の整備に 関するこ と。
分館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 分館の奉仕及びサービスに関する こと。 ○ 図書館資 料の整理に 関するこ と。

			と。 ○ <u>移動図書館</u> <u>に関する</u> <u>こと。</u>				
鳥の 博物 館		博 物 館 係	略	鳥の 博物 館		博 物 館 担 当	略
文 化・ス ポー ツ課	白樺 文学 館	歴 史 文 化 財 係	略	文 化・ス ポー ツ課	白樺 文学 館	歴 史 文 化 財 担 当	略

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 2 号

我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の制定について

我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 2 5 日 提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

組織の見直しによる令和 4 年度からの係制移行に伴い、担当を係に、主査長を係長に改正するとともに、総括主査職を規定するほか、条文を整備するため、提案するものです。

我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令

我孫子市教育委員会職務権限規程（平成元年教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 課 規則第10条第1項に規定する課、第13条第2号に規定する図書館、同条第3号に規定する鳥の博物館及び同条第6号に規定する<u>教育相談センター</u>をいう。</p> <p>(3) <u>係</u> 規則第10条第1項、第14条第1項、第15条第1項、第15条の2第1項、第15条の3第1項、第16条第1項及び第16条の2第1項に規定する<u>係</u>をいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 課長 規則第10条第1項に規定する課の課長並びに第13条第</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 課 規則第10条第1項に規定する課、第13条第2号に規定する図書館、同条第3号に規定する鳥の博物館及び同条第6号に規定する<u>教育研究所</u>をいう。</p> <p>(3) <u>担当</u> 規則第10条第1項、第14条第1項、第15条第1項、第15条の2第1項、第15条の3第1項、第16条第1項及び第16条の2第1項に規定する<u>担当</u>をいう。</p> <p>(4) 略</p> <p><u>(4)の2 参与 規則第17条第2項に規定する参与をいう。</u></p> <p>(5) 略</p> <p><u>(5)の2 参事 規則第17条第2項に規定する参事をいう。</u></p> <p>(6) 課長 規則第10条第1項に規定する課の課長並びに第13条第</p>

2号に規定する図書館、同条第3号に規定する鳥の博物館及び同条第6号に規定する教育相談センターの長をいう。

(7) 略

(8) 係長 規則第17条第1項に規定する係長、同条第2項に規定する担当栄養士長、分館長及び担当業務長をいう。

(9) 略

(10) 参与 規則第17条第2項に規定する参与をいう。

(11) 参事 規則第17条第2項に規定する参事をいう。

(12) 副参事 規則第17条第2項に規定する副参事をいう。

(13) 主幹 規則第17条第2項に規定する主幹をいう。

(14) 総括主査 規則第17条第2項に規定する総括主査をいう。

(15) 参事等 規則第17条第2項に規定する参事、副参事、主幹及び副主幹をいう。

2号に規定する図書館、同条第3号に規定する鳥の博物館及び同条第6号に規定する教育研究所の長をいう。

(6)の2 副参事 規則第17条第2項に規定する副参事をいう。

(6)の3 主幹 規則第17条第2項に規定する主幹をいう。

(7) 略

(8) 主査長 規則第17条第1項に規定する主査長、同条第2項に規定する担当栄養士長、分館長及び担当業務長をいう。

(9) 略

(10) 参事等 規則第17条第2項に規定する参事、副参事、主幹及び副主幹をいう。

(16) 略

(17) 略

(18) 略

(19) 略

(20) 略

(21) 略

(22) 略

(23) 略

(24) 略

(25) 略

(事務の代決)

第6条 略

2 略

3 課長が不在のときは、主幹が、主幹が置かれていない課にあつては、課長補佐が、課長補佐が置かれていない課にあつては、**主管係長**がその事務を代決する。

4 課長、主幹及び課長補佐が不在のときは、**主管係長**がその事務を代決する。

(部長の基本的職務権限)

第12条 部長は、教育長の命令を受け、所属職員を指揮監督し、おおむね次の各号に定める職務を行う。

(1)から(4)まで 略

(5) 部内の人事管理

ア 略

イ 管理監督者研修に協力するとともに、自ら適切な研修を

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 略

(19) 略

(20) 略

(事務の代決)

第6条 略

2 略

3 課長が不在のときは、主幹が、主幹が置かれていない課にあつては、課長補佐が、課長補佐が置かれていない課にあつては、**主管主査長**がその事務を代決する。

4 課長、主幹及び課長補佐が不在のときは、**主管主査長**がその事務を代決する。

(部長の基本的職務権限)

第12条 部長は、教育長の命令を受け、所属職員を指揮監督し、おおむね次の各号に定める職務を行う。

(1)から(4)まで 略

(5) 部内の人事管理

ア 略

イ 管理監督者研修に協力するとともに、自ら適切な研修を課

課長、課長補佐、係長、総括主査及び参事等に対して行い、管理監督能力を高めるよう指導する。また、部次長、参事及び課長を自己の職務の代行者として養成することに努める。

(6) 略

(係長の基本的職務権限)

第16条 係長は、上司の命令を受け、所属職員を指揮監督し、おおむね次の各号に定める職務を行う。

(1) 課の目標設定への参画

長、課長補佐、主査長及び参事等に対して行い、管理監督能力を高めるよう指導する。また、部次長、参事及び課長を自己の職務の代行者として養成することに努める。

(6) 略

(副参事の基本的職務権限)

第14条の2 副参事は、部長又は部次長の命令を受け、おおむね次の各号に定める職務を行う。

(1) 特命事項の処理及び報告

部長又は部次長の指示による特命事項について、調査し、検討し、及び処理し、その結果を部長又は部次長に報告する。

(2) 部の運営方針設定への参画

部の運営方針の設定に参画し、所管事項について意見を述べる。

(3) 業務執行の側面的な助言及び協力

部内の業務執行を側面的に助言し、及び協力する。

(主査長の基本的職務権限)

第16条 主査長は、上司の命令を受け、所属職員を指揮監督し、おおむね次の各号に定める職務を行う。

(1) 課の目標設定への参画

課の目標設定に参画し、自己の所管業務に関し意見を述べる。

- (2) 略
- (3) 係相互間の連絡、協力及び協調

施策及び事務事業の執行について、他の係等と緊密に連絡を取り、協力し、又は協調する。

- (4) 略
- (5) 業務の改善

係の業務の管理及び執行について、絶えず研究及び検討を行い、改善する必要があると認めるときは、速やかに改善案を作成し、課長の承認を得て実施する。

- (6) 略
- (主査の基本的職務権限)

第17条 主査は、係長の命令を受け、職務を遂行する。

(副参事の基本的職務権限)

第20条 副参事は、部長又は部次長の命令を受け、おおむね次の各号に定める職務を行う。

- (1) 特命事項の処理及び報告
部長又は部次長の指示による特命事項について、調査し、検討し、及び処理し、その結果を部長又は部次長に報告する。
- (2) 部の運営方針設定への参画

課の目標設定に参画し、自己の担当業務に関し意見を述べる。

- (2) 略
- (3) 担当相互間の連絡、協力及び協調

施策及び事務事業の執行について、他の担当等と緊密に連絡を取り、協力し、又は協調する。

- (4) 略
- (5) 業務の改善

担当の業務の管理及び執行について、絶えず研究及び検討を行い、改善する必要があると認めるときは、速やかに改善案を作成し、課長の承認を得て実施する。

- (6) 略
- (主査の基本的職務権限)

第17条 主査は、主査長の命令を受け、職務を遂行する。

部の運営方針の設定に参画し、
所管事項について意見を述べる。

(3) 業務執行の側面的な助言及び

協力

部内の業務執行を側面的に助
言し、及び協力する。

第21条 略

第20条 略

第22条 略

第21条 略

(総括主査の基本的職務権限)

第23条 総括主査は、上司の命令を受

け、所属職員を指揮監督し、おおむ
ね次の各号に定める職務を行う。

(1) 特命事項の処理及び報告

上司の指示による特命事項に
ついて、調査し、検討し、及び処
理し、その結果を上司に報告す
る。

(2) 課の目標設定への参画

課の目標設定に参画し、自己
の所管業務に関し意見を述べ
る。

(3) 業務執行の側面的な助言及び

協力

係内の業務執行を側面的に助
言し、及び協力する。

第24条 略

第22条 略

第25条 略

第23条 略

第26条 略

第24条 略

第27条 略

第25条 略

第28条 略

第26条 略

第29条 略

第30条 略

第31条 略

別表第1（第24条関係）共通専決事項

- (1) 略
- (2) 財務関係

専決事項	専決区分			備考及び合議先
	教育長	部長	課長	
負担行為及び支出命令の項から予備費の充用の項まで略	略	略	略	略
予算の流用	(1)及び(2) 略 (3) 細事業 における同節内の細節間 及び細々節間 流用については、主管課長専決とする。			
歳出戻入並びに資金前渡概算支払いの精算の項から教育施設の使用料の項まで	略	略	略	略

第27条 略

第28条 略

第29条 略

別表第1（第24条関係）共通専決事項

- (1) 略
- (2) 財務関係

専決事項	専決区分			備考及び合議先
	教育長	部長	課長	
負担行為及び支出命令の項から予備費の充用の項まで略	略	略	略	略
予算の流用	(1)及び(2) 略 (3) 細目 における同節内の細節間流用については、主管課長専決とする。			
歳出戻入並びに資金前渡概算支払いの精算の項から教育施設の使用料の項まで	略	略	略	略

略				
---	--	--	--	--

(注) 1から3まで 略

(3) 略

(4) 諸務関係

決裁（専決） 事項	専決区分			備考 及び 合議 先
	教 育 長	部 長	課 長	
教育行政の 総合企画及 び運営方針 の決定の項 から事務報 告の作成の 項まで 略	略	略	略	略
部内の人事 異動（ 係長 職 以上を除 く。）の決 定		○		
各種補助金 に関するこ と。	略	略	略	略

別表第2（第25条関係）

個別専決事項

1

区分	専決事項	専決区分		
		教 育 長	部 長	課 長

略				
---	--	--	--	--

(注) 1から3まで 略

(3) 略

(4) 諸務関係

決裁（専決） 事項	専決区分			備考 及び 合議 先
	教 育 長	部 長	課 長	
教育行政の 総合企画及 び運営方針 の決定の項 から事務報 告の作成の 項まで 略	略	略	略	略
部内の人事 異動（ 主査 長職担当 以 上を除く。） の決定		○		
各種補助金 に関するこ と。	略	略	略	略

別表第2（第25条関係）

個別専決事項

1

区分	専決事項	専決区分		
		教 育 長	部 長	課 長

		長		
教育総務部	総務課の目から指導課の目まで	略	略	略
教育相談センター	教育研究資料の収集、整理及び活用に関すること。			○
	副読本編纂及び発行に関すること。	略	略	略
	教科用図書及			○

		長		
教育総務部	総務課の目から指導課の目まで	略	略	略
教育研究所	教育研究資料の収集・整理・活用に関すること。			○
	副読本編纂及び発行に関すること。	略	略	略
	教科用図書及			○

	び教材の 給付 に関すること。			
	特別支援教育に関すること。	略	略	略
	教育相談、 心理相談、発達相談 及び教育支援に関すること。			○
	教育支援委員会に関すること。の節及び教育支援対象者の調査に関すること。の節 略	略	略	略
	教育支援センター（適応指導教室）の管理及び運営 に関すること。			○

2

区分	専決事項	専決区分		
		教育長	部長	課長
生生	略	略	略	略

	び教材の 取り扱い に関すること。			
	特別支援教育に関すること。	略	略	略
	教育相談及び教育支援に関すること。			○
	教育支援委員会に関すること。の節及び教育支援対象者の調査に関すること。の節 略	略	略	略
	教育研究所適応指導教室の施設管理及び職員の服務 に関すること。			○

2

区分	専決事項	専決区分		
		教育長	部長	課長
生生	略	略	略	略

涯 学 習 部	涯 学 習 課 の 目 か ら 鳥 の 博 物 館 の 目 ま で 略			
	図 書 館	図書館事業の 実施に関する こと。	略	略
		利用サービス 及び蔵書構成 の立案に關す ること。		○
		移動図書館に 関すること。	略	略
		図書館資料の		○

涯 学 習 部	涯 学 習 課 の 目 か ら 鳥 の 博 物 館 の 目 ま で 略			
	図 書 館	図書館事業の 実施に関する こと。	略	略
		奉仕活動 及び 蔵書構成の立 案に關するこ と。		○
		移動図書館に 関すること。	略	略
		図書館資料の		○

	収集、保存、 管理及び提供 に関するこ と。			
	関連団体に関 すること。の 節から図書館 の管理及び運 営に関するこ と。の節まで 略	略	略	略
	図書館の休館 日、開館時間 等に関するこ と。			○
	図書館の会 議室使用料 の減免に関 すること。			○
	整備 に関する こと。			
	関連団体に関 すること。の 節から図書館 の管理及び運 営に関するこ と。の節まで 略	略	略	略
	図書館の休館 日、開館時間 等に関するこ と。			○

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 3 号

我孫子市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について

我孫子市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 2 5 日 提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

組織の見直しによる令和 4 年度からの係制移行に伴い、担当を係に、主査長を係長に改正するとともに、条文を整備するため、提案するものです。

我孫子市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

我孫子市教育委員会文書管理規程（平成7年教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前												
<p>(文書責任者の設置)</p> <p>第4条 我孫子市教育委員会行政組織規則（平成元年教育委員会規則第2号）第10条に規定する課及び<u>係</u>並びに同規則第13条第1号に規定する公民館、同条第2号に規定する図書館、同条第3号に規定する鳥の博物館及び同条第6号に規定する<u>教育相談センター</u>（以下「課等」という。）に、文書責任者を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(ファイル担当者の設置及び職務)</p> <p>第43条 保管単位の<u>係ごと</u>にファイル担当者1人を置く。ただし、文書責任者が必要と認めるときは、文書主管課長と協議の上、2人以上のファイル担当者を置くことができる。</p> <p>2 略</p> <p>別表第2（第9条関係）</p> <table border="1" data-bbox="204 1805 743 1991"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>課名</th> <th>文書記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務部</td> <td>総務課の目</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	部名	課名	文書記号	教育総務部	総務課の目	略	<p>(文書責任者の設置)</p> <p>第4条 我孫子市教育委員会行政組織規則（平成元年教育委員会規則第2号）第10条に規定する課及び<u>担当</u>並びに同規則第13条第1号に規定する公民館、同条第2号に規定する図書館、同条第3号に規定する鳥の博物館及び同条第6号に規定する<u>教育研究所</u>（以下「課等」という。）に、文書責任者を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(ファイル担当者の設置及び職務)</p> <p>第43条 保管単位の<u>担当ごと</u>にファイル担当者1人を置く。ただし、文書責任者が必要と認めるときは、文書主管課長と協議の上、2人以上のファイル担当者を置くことができる。</p> <p>2 略</p> <p>別表第2（第9条関係）</p> <table border="1" data-bbox="850 1805 1390 1991"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>課名</th> <th>文書記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務部</td> <td>総務課の目</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	部名	課名	文書記号	教育総務部	総務課の目	略
部名	課名	文書記号											
教育総務部	総務課の目	略											
部名	課名	文書記号											
教育総務部	総務課の目	略											

	から指導課 の目まで 略	
	教育相談セ ンター	教セ
生涯学習部	略	略

別表第4（第38条関係）

共通文書分類基準

第1 ガイド	第2 ガイド	個別 フォルダ ー	内容・取 扱説明	保 存 期 間
全庁 共通 (白)	全庁 共通 (白)	庁内 通知 の節 から 広報 あび この 節ま で 略	略	略

	から指導課 の目まで 略	
	教育研究所	教研
生涯学習部	略	略

別表第4（第38条関係）

共通文書分類基準

第1 ガイド	第2 ガイド	個別 フォルダ ー	内容・取 扱説明	保 存 期 間
全庁 共通 (白)	全庁 共通 (白)	庁内 通知 の節 から 広報 あび この 節ま で 略	略	略
		公 に る か の 望 に	職 あ 者 ら 要 等 関	5 年

	行政評価	行政評価表	5年
	大規模 震災 動 制 別 置 節 ら 動 運 日 の ま 略	略	略
計画 (赤) の 目 か ら 議 会	略	略	略

	す る 報 告 書		
	行政評価、 業務執行計画 執行表、事務 計画 分担表	行政評価表、 業務執行計画 執行表、事務 計画 分担表	5年
	大規模 震災 動 制 別 置 節 ら 動 運 日 の ま 略	略	略
計画 (赤) の 目 か ら 議 会	略	略	略

議案第 4 号

我孫子市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 2 5 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

我孫子市教育研究所の名称変更に伴い、公印の名称を改めるとともに、組織の見直しによる令和 4 年度からの係制移行により、担当を係に改正するため、提案するものです。

我孫子市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

我孫子市教育委員会公印規則（平成15年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後						改正前					
別表第1（第2条関係）						別表第1（第2条関係）					
(1) 事務局関係印						(1) 事務局関係印					
公印番号	公印の名称	規格（ミリメートル）	書体	管理者	個数	公印番号	公印の名称	規格（ミリメートル）	書体	管理者	個数
1 の 項 か ら 6 の 項 ま で 略	略	略	略	略	略	1 の 項 か ら 6 の 項 ま で 略	略	略	略	略	略

7	我孫子市 教育相談 センター 所長之印	方 21	て ん 書	教育 相談 セン ター 所長	1
8 の 項 か ら 20 の 項 ま で 略	略	略	略	略	略

(2)から(5)の表まで 略

7	我孫子市 教育研究 所長之印	方 21	て ん 書	教育 研究 所長	1
8 の 項 か ら 20 の 項 ま で 略	略	略	略	略	略

(2)から(5)の表まで 略

別表第2(1)の表中

「

「

7

我	孫	子	市
教	育	研	究
所	長	之	印

7

我	孫	子	市
教	育	相	談
セ	ン	タ	ー
所	長	之	印

」を

」に改める。

様式第4号から様式第6号までの規定中「部 課 担当」を
「部 課 係 担当者氏名」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 号

我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の全部を改正する規則の制定について

我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の全部を改正する規則を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 2 5 日 提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則については、市長事務部局の職員に準じていることから、我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則を準用することにより、勤務時間、休日、休暇等に関する制度の改正に伴う例規改正事務の効率化を図るため、提案するものです。

我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則

我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成元年教育委員会規則第5号）の全部を改正する。

我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等については、別表に定めるもののほか、我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（昭和56年規則第21号）の例による。

別表

職員の区分	勤務時間	勤務時間の割振り		休憩時間	週休日
下記以外の職員	1週間当たり38時間45分	月曜日 から 金曜日 まで	午前8時30分から午後5時まで 又は1日の勤務時間を7時間45分として任命権者が別に定める時間	午後零時15分から午後1時まで又は1日の休憩時間を45分として任命権者が別に定める時間	日曜日及び土曜日
小学校及び中学校に勤務する職員	4週間を通じ1週間当たり38時間45分		1日の勤務時間を7時間45分として任命権者が職員ごとに別に定める時間	1日の休憩時間を45分として任命権者が別に定める時間	
公民館に勤務する職員		毎月最後の月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規			毎月最後の月曜日（休日に当たると

		<p>定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、前の週の月曜日）を除き午前8時30分から午後5時まで又は1日の勤務時間を7時間45分として任命権者が別に定める時間</p>	<p>きは、前の週の月曜日)及び4週間について任命権者が職員ごとに定める日</p>
<p>図書館、鳥の博物館、白樺文学館及び杉村楚人冠記念館に勤務する職員</p>		<p>月曜日（休日に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときはその直後の休日に当たらない日）を除き午前8時30分から午後5時まで又は1日の勤務時間を7時間45分として任命権者が別に定める時間</p>	<p>月曜日(休日に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときはその直後の休日に当たらない日)及び4週間について任命権者が職員ごとに定める日</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 6 号

我孫子市教育委員会職員の育児休業等に関する規則の制定について

我孫子市教育委員会職員の育児休業等に関する規則を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 2 5 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の全部改正に伴い、職員の育児休業等に関する規則を新たに制定するため、提案するものです。

我孫子市教育委員会職員の育児休業等に関する規則

教育委員会が行う職員の育児休業等に係る我孫子市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の施行については、我孫子市職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年規則第12号）の規定の例による。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第7号

我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和4年3月25日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

組織の見直しによる令和4年度からの係制移行に伴い、主査長を係長に改正するため、提案するものです。

我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

我孫子市立小学校及び中学校管理規則（昭和39年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
(事務職員等の職及び職務)			(事務職員等の職及び職務)		
第4条 事務職員、学校栄養職員及びその他の職員の職及び職務は、次のとおりとする。			第4条 事務職員、学校栄養職員及びその他の職員の職及び職務は、次のとおりとする。		
職員	職	職務	職員	職	職務
事務職員 の項 から 学校 栄養 職員 の項 まで 略	略	略	事務職員 の項 から 学校 栄養 職員 の項 まで 略	略	略
その 他の 職員	担当 業務 長	我孫子市教育委員会職務権限規程 (平成元年教育委員会訓令第2号) 第16条に規定する 係長 の職務に準ずる。	その 他の 職員	担当 業務 長	我孫子市教育委員会職務権限規程 (平成元年教育委員会訓令第2号) 第16条に規定する 主査長 の職務に準ずる。
	総括	略		総括	略

<p>主任 任務 主用 員任 務用 員目 ら括 任食 理主 給調 員任 食理 給調 員食 理の まで 略</p>	<p>主任 任務 主用 員任 務用 員目 ら括 任食 理主 給調 員任 食理 給調 員食 理の まで 略</p>
2 略	2 略

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 8 号

我孫子市布佐中学校区の学校の在り方検討委員会設置要綱の制定について

我孫子市布佐中学校区の学校の在り方検討委員会設置要綱を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 2 5 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

布佐中学校区の学校の在り方について、小中学校の適正規模と照らし合わせて検討する我孫子市布佐中学校区の学校の在り方検討委員会を設置するため、提案するものです。

我孫子市布佐中学校区の学校の在り方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 我孫子市立小学校設置条例（昭和39年条例第9号）第2条に規定する小学校及び我孫子市立中学校設置条例（昭和39年条例第10号）第2条に規定する中学校（以下「学校」という。）における児童生徒数の推移及び学校施設の老朽化を踏まえ、我孫子市立小学校及び中学校通学区域に関する規則（昭和51年教育委員会規則第4号）別表第1第2号の表に掲げる通学区域のうち、布佐中学校の通学区域（以下「布佐中学校区」という。）にある学校の在り方について、学校の適正規模と照らし合わせて検討するため、我孫子市布佐中学校区の学校の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会の任務は、次に掲げる事項について検討し、その結果を教育委員会に報告することとする。

- (1) 布佐中学校区の学校の規模及び配置の適正化に関すること。
- (2) 布佐中学校区の学校の小中一貫教育の推進に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、布佐中学校区の学校の在り方に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 布佐中学校区の学校長
- (2) 布佐中学校区の学校運営協議会代表
- (3) 布佐中学校区の学校に在籍する児童又は生徒の保護者代表
- (4) 布佐地区のまちづくり協議会代表
- (5) 学識経験者
- (6) その他教育委員会が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠

委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により、選出する。

2 委員長は、会務を取りまとめ、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(報償)

第7条 委員(第3条第1号に該当する者を除く)が会議に出席したときの報償は、1回につき3,500円を支払うものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育総務部学校教育課が処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 9 号

我孫子市小中学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市小中学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 2 5 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

民法改正による成年年齢引き下げに伴い、団体の代表者の年齢を 20 歳から 18 歳に改正するとともに、様式を改めるため、提案するものです。

我孫子市小中学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則

我孫子市小中学校施設の目的外使用に関する規則（昭和51年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用者の範囲)</p> <p>第5条 開放施設を使用できる者は、市内に在住し、在勤し、又は在学する者で構成される団体で、かつ、その代表者が 18 歳以上であるものとする。</p>	<p>(使用者の範囲)</p> <p>第5条 開放施設を使用できる者は、市内に在住し、在勤し、又は在学する者で構成される団体で、かつ、その代表者が 20 歳以上であるものとする。</p>

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第7条関係）

学校開放施設使用許可申請書（年間使用）

年 月 日

我孫子市教育委員会あて

団体名
 代表者 住 所
 氏 名
 電話番号
 生年月日
 ※代表者は18歳以上

小中学校の開放施設を使用したいので、次のとおり申請します。

使用目的					
使用学校名		使用施設名	体育館・武道場・校庭・その他()		
連絡者情報	住所		電話番号1		
	氏名		電話番号2		
	メールアドレス				
使用期間	年 月 日 から		年 月 日 まで		
使用時間等	曜日	午前・午後	時 分	から	午前・午後 時 分まで
	曜日	午前・午後	時 分	から	午前・午後 時 分まで
	曜日	午前・午後	時 分	から	午前・午後 時 分まで
使用人数	合計	人	内訳	高校生以下	人
				65歳以上	人
				一般	人
備考					

添付書類

- (1) 団体員名簿（任意様式）
- (2) 団体規則（任意様式）
- (3) 年間事業計画書（任意様式）
- (4) 年間収支予算書（任意様式）

様式第2号中

「申請者 住 所

電 話

氏 名

(団体の場合は、団体名及び代表者氏名) 」を

「団体名

代表者 住 所

氏 名

電話番号

生年月日

※代表者は18歳以上 」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第10号

我孫子市適応指導教室設置要綱の全部を改正する告示の制定について

我孫子市適応指導教室設置要綱の全部を改正する告示を次のように制定する。

令和4年3月25日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

我孫子市適応指導教室の名称を我孫子市教育支援センター（適応指導教室）に改正するとともに、分室を規定するほか、条文を整備するため提案するものです。

我孫子市教育支援センター（適応指導教室）設置要綱

我孫子市適応指導教室設置要綱（平成4年教育委員会告示第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、不登校の児童又は生徒その他相当の期間学校を欠席している児童又は生徒（以下「長期欠席児童又は生徒」という。）に対し、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等に関する相談及び支援を行うことにより、その社会的自立を資するため、我孫子市教育支援センター（適応指導教室）（以下「教育支援センター」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第2条 教育支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
教育支援センター本室	我孫子市湖北台4丁目3番1号我孫子市立湖北台東小学校内
教育支援センター分室	我孫子市本町3丁目1番2号（けやきプラザ11階）

（業務内容）

第3条 教育支援センターは、次に掲げる業務を行う。

- （1） 長期欠席児童又は生徒及びその保護者に対する相談及び支援
- （2） 長期欠席児童又は生徒の学習に関する補充指導
- （3） 長期欠席児童又は生徒に対する個別指導、体験活動を通じた適応指導等、集団生活に適応するための支援
- （4） 長期欠席児童又は生徒の保護者、学校その他の関係機関との連携
- （5） 前各号に掲げるもののほか、我孫子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要があると認める業務

（開設日時等）

第4条 教育支援センターの開設日及び開設時間は、次のとおりとする。た

だし、休業日は別に定めるものとする。

名称	開設日	開設時間
教育支援センター 本室	月曜日から金曜日 まで	午前9時から午後3時30分 まで
教育支援センター 分室	月曜日、火曜日、 水曜日及び金曜日	午前10時から午後2時30分 まで

(入室対象者)

第5条 教育支援センターの入室対象者は、我孫子市立小学校設置条例（昭和39年条例第9号）第2条に規定する小学校及び我孫子市立中学校設置条例（昭和39年条例第10号）第2条に規定する中学校に在籍する長期欠席児童又は生徒とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(教育支援センターコーディネーター等)

第6条 教育支援センターは、第3条に規定する業務を行うため、教育支援センターコーディネーター及び教育支援センター指導員を置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、教育支援センターの設置に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 1 1 号

我孫子市地域交流教室開放実施要綱の一部を改正する告示の制定について

我孫子市地域交流教室開放実施要綱の一部を改正する告示を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 2 5 日 提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

民法改正による成年年齢引き下げに伴い、団体の代表者の年齢を 20 歳から 18 歳に改正するとともに、地域交流教室の教室数及び開放時間の変更に関わる改正のほか、組織の見直しによる令和 4 年度からの係制移行に伴い、主査長を係長に改正するため、提案するものです。

我孫子市地域交流教室開放実施要綱の一部を改正する告示

我孫子市地域交流教室開放実施要綱（平成28年教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前																															
<p>（使用者の範囲）</p> <p>第4条 地域交流教室を使用できる者（以下「使用者」という。）は、本市に住所、通勤先又は通学先を有する者で構成される市民団体（代表者が18歳以上の者である団体に限る。）とする。ただし、教育委員会が必要と認めた者については、この限りでない。</p> <p>別表（第2条、第9条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開放校名</th> <th>地域交流教室</th> <th>所在地</th> <th>開放時間区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>我孫子市立我孫子第一小学校</td> <td>1教室</td> <td>我孫子市寿1丁目22番10号</td> <td>午前9時～午後1時 午後1時～午後5時</td> </tr> <tr> <td>我孫子市立湖北台西小学校</td> <td>1教室</td> <td>我孫子市湖北台8丁目17番1号</td> <td>午後5時～午後9時</td> </tr> </tbody> </table>				開放校名	地域交流教室	所在地	開放時間区分	我孫子市立我孫子第一小学校	1教室	我孫子市寿1丁目22番10号	午前9時～午後1時 午後1時～午後5時	我孫子市立湖北台西小学校	1教室	我孫子市湖北台8丁目17番1号	午後5時～午後9時	<p>（使用者の範囲）</p> <p>第4条 地域交流教室を使用できる者（以下「使用者」という。）は、本市に住所、通勤先又は通学先を有する者で構成される市民団体（代表者が20歳以上の者である団体に限る。）とする。ただし、教育委員会が必要と認めた者については、この限りでない。</p> <p>別表（第2条、第9条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開放校名</th> <th>地域交流教室</th> <th>所在地</th> <th>開放時間区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>我孫子市立我孫子第一小学校</td> <td>1教室</td> <td>我孫子市寿1丁目22番10号</td> <td>午前9時～午後1時 午後1時～午後5時</td> </tr> <tr> <td>我孫子市立湖北台西小学校</td> <td>1教室</td> <td>我孫子市湖北台8丁目17番1号</td> <td>午後5時～午後9時</td> </tr> <tr> <td>我孫子</td> <td>1教</td> <td>我孫子市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				開放校名	地域交流教室	所在地	開放時間区分	我孫子市立我孫子第一小学校	1教室	我孫子市寿1丁目22番10号	午前9時～午後1時 午後1時～午後5時	我孫子市立湖北台西小学校	1教室	我孫子市湖北台8丁目17番1号	午後5時～午後9時	我孫子	1教	我孫子市	
開放校名	地域交流教室	所在地	開放時間区分																																
我孫子市立我孫子第一小学校	1教室	我孫子市寿1丁目22番10号	午前9時～午後1時 午後1時～午後5時																																
我孫子市立湖北台西小学校	1教室	我孫子市湖北台8丁目17番1号	午後5時～午後9時																																
開放校名	地域交流教室	所在地	開放時間区分																																
我孫子市立我孫子第一小学校	1教室	我孫子市寿1丁目22番10号	午前9時～午後1時 午後1時～午後5時																																
我孫子市立湖北台西小学校	1教室	我孫子市湖北台8丁目17番1号	午後5時～午後9時																																
我孫子	1教	我孫子市																																	

我孫子市立湖北台東小学校	1教室	我孫子市湖北台4丁目3番1号	
我孫子市立高野山小学校	1教室	我孫子市高野山198番地	(月曜日～土曜日) 午後6時～午後9時 (日曜日) 午前9時～午後1時 午後1時～午後5時 午後 <u>5時</u> ～午後9時
我孫子市立布佐小学校	1教室	我孫子市布佐1,217番地	

市立布佐小学校	室	布佐1,217番地	
我孫子市立湖北台東小学校	2教室	我孫子市湖北台4丁目3番1号	
我孫子市立高野山小学校	1教室	我孫子市高野山198番地	(月曜日～土曜日) 午後6時～午後9時 (日曜日) 午前9時～午後1時 午後1時～午後5時 午後 <u>6時</u> ～午後9時

様式第1号中「4. 湖北台東小学校(第1) 5. 湖北台東小学校(第2) 6. 布佐小学校」を「4. 湖北台東小学校 5. 布佐小学校」に、「*高野山小学校のみ 夜間18時～21時」を「*高野山小学校及び布佐小学校は夜間18時～21時」に、「主査長」を「係長」に、「〒270-1166 我孫子市我孫子1684番地」を「〒270-1147 我孫子市若松26番地の4」に、「TEL 04-7185-1602(直通) FAX 04-7185-1760」を「TEL 04-7182-0511(直通) FAX 04-7165-6088」に改める。

様式第2号及び様式第3号中「4. 湖北台東小学校(第1) 5. 湖北台東小学校(第2) 6. 布佐小学校」を「4. 湖北台東小学校 5. 布佐小学校」に、「*高野山小学校のみ 夜間18時～21時」を「*高野山小学校及び布佐小学校は夜間18時～21時」に、「〒270-1166 我孫子市我孫子1684番地」を「〒270-1147 我孫子市若松26番地の4」に、「TEL 04-7185-1602(直通) FAX 04-7185-1760」を「TEL 04-7182-0511(直通) FAX 04-7165-6088」に改める。

様式第4号及び第5号中「使用小学校名(我孫子第一・高野山・湖北台西・湖北台東(第1)・湖北台東(第2)・布佐)」を「使用小学校名(我孫子第一・高野山・湖北台西・湖北台東・布佐)」に改める。

様式第6号中「4. 湖北台東小学校(第1) 5. 湖北台東小学校(第2) 6. 布佐小学校」を「4. 湖北台東小学校 5. 布佐小学校」に、「*高野山小学校のみ 夜間18時～21時」を「*高野山小学校及び布佐小学校は夜間18時～21時」に、「主査長」を「係長」に、「〒270-1166 我孫子市我孫子1684番地」を「〒270-1147 我孫子市若松26番地の4」に、「TEL 04-7185-1602(直通) FAX 04-7185-1760」を「TEL 04-7182-0511(直通) FAX 04-7165-6088」に改める。

様式第7号中「4. 湖北台東小学校(第1) 5. 湖北台東小学校(第2) 6. 布佐小学校」を「4. 湖北台東小学校 5. 布佐小学校」に、「*高野山小学校のみ 夜間18時～21時」を「*高野山小学校及び布佐小学校は夜間

18時～21時」に、「〒270-1166 我孫子市我孫子1684番地」を「〒270-1147 我孫子市若松26番地の4」に、「TEL 04-7185-1602（直通） FAX 04-7185-1760」を「TEL 04-7182-0511（直通） FAX 04-7165-6088」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の我孫子市地域交流教室開放実施要綱の規定に基づき作成された様式用の紙で、現に残存するものは、必要な調整をした上、なお当分の間、使用することができる。

議案第 1 2 号

我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 2 5 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

民法改正による成年年齢引き下げに伴い、様式中の会員年齢層の表記を改めるとともに、行政手続における押印の見直しに伴い、署名を氏名に改正するほか、文言を整備するため、提案するものです。

我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則

我孫子市公民館管理規則（平成４年教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

様式第１号中「個人番号カード」を「マイナンバーカード」に、
「□（ ）市民センター」を「□湖北台市民センター」に、「１９歳」
を「１７歳」に、「２０歳」を「１８歳」に、「署名」を「氏名」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の我孫子市公民館管理規則の規定に基づき作成された様式用の用紙で、現に残存するものは、必要な調整をした上、なお当分の間、使用することができる。

議案第13号

我孫子市視聴覚教材・機材管理運営要綱の一部を改正する告示の制定
について

我孫子市視聴覚教材・機材管理運営要綱の一部を改正する告示を次のよう
に制定する。

令和4年3月25日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

組織の見直しによる令和4年度からの係制移行に伴い、様式を改めるため、
提案するものです。

我孫子市視聴覚教材・機材管理運営要綱の一部を改正する告示

我孫子市視聴覚教材・機材管理運営要綱（平成30年教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「担当 我孫子市教育委員会生涯学習課 企画調整担当」を「担当 我孫子市教育委員会生涯学習課」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

議案第14号

我孫子市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱の一部を改正する告示
の制定について

我孫子市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱の一部を改正する告示を次
のように制定する。

令和4年3月25日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

組織の見直しによる令和4年度からの課の名称変更に伴い、「企画課」を
「企画政策課」に改正するため、提案するものです。

我孫子市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱の一部を改正する告示

我孫子市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱（令和元年教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次に掲げる課等に属する課長相当職にある者</p> <p>ア 略</p> <p>イ 企画政策課</p> <p>ウからオまで 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次に掲げる課等に属する課長相当職にある者</p> <p>ア 略</p> <p>イ 企画課</p> <p>ウからオまで 略</p> <p>(3) 略</p>

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

議案第15号

我孫子市市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則一部を改正する規則を次のように制定する。

令和4年3月25日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

民法改正による成年年齢引き下げに伴い、様式中の会員年齢層の表記を改めるとともに、行政手続における押印の見直しに伴い、署名を氏名に改正するほか、文言を整備するため、提案するものです。

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和61年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「個人番号カード」を「マイナンバーカード」に、「□（ ）市民センター」を「□湖北台市民センター」に、「19歳」を「17歳」に、「20歳」を「18歳」に、「署名」を「氏名」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づき作成された様式用の用紙で、現に残存するものは、必要な調整をした上、なお当分の間、使用することができる。

議案第16号

我孫子市生涯学習推進委員会設置要綱の一部を改正する告示の制定について

我孫子市生涯学習推進委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように制定する。

令和4年3月25日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

組織の見直しによる令和4年度からの課の名称変更に伴い、「企画課」を「企画政策課」に、「市民活動支援課」を「市民協働推進課」に改正するため、提案するものです。

我孫子市生涯学習推進委員会設置要綱の一部を改正する告示

我孫子市生涯学習推進委員会設置要綱（令和2年教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																														
<p>(構成)</p> <p>第3条 委員会は、次の表に掲げる課に属する課長又は課長補佐（相当職を含む。）及び次条第2項に規定する委員長が指名する者をもって構成する。</p> <table border="1" data-bbox="204 936 743 1310"> <tr> <td>企画政策課</td> <td>市民協働推進課</td> </tr> <tr> <td>健康づくり支援課</td> <td>子ども支援課</td> </tr> <tr> <td>手賀沼課</td> <td>クリーンセンター</td> </tr> <tr> <td>都市計画課</td> <td>学校教育課</td> </tr> <tr> <td>指導課</td> <td>文化・スポーツ課</td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td>図書館</td> </tr> </table>	企画政策課	市民協働推進課	健康づくり支援課	子ども支援課	手賀沼課	クリーンセンター	都市計画課	学校教育課	指導課	文化・スポーツ課	生涯学習課	図書館	<p>(構成)</p> <p>第3条 委員会は、次の表に掲げる課に属する課長又は課長補佐（相当職を含む。）及び次条第2項に規定する委員長が指名する者をもって構成する。</p> <table border="1" data-bbox="852 936 1391 1310"> <tr> <td>企画課</td> <td>市民活動支援課</td> <td>健康</td> </tr> <tr> <td>づくり支援課</td> <td>子ども支援課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>手賀沼課</td> <td>クリーンセンター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都市計画課</td> <td>学校教育課</td> <td>指導</td> </tr> <tr> <td>課</td> <td>文化・スポーツ課</td> <td>生涯学</td> </tr> <tr> <td>習課</td> <td>図書館</td> <td></td> </tr> </table>	企画課	市民活動支援課	健康	づくり支援課	子ども支援課		手賀沼課	クリーンセンター		都市計画課	学校教育課	指導	課	文化・スポーツ課	生涯学	習課	図書館	
企画政策課	市民協働推進課																														
健康づくり支援課	子ども支援課																														
手賀沼課	クリーンセンター																														
都市計画課	学校教育課																														
指導課	文化・スポーツ課																														
生涯学習課	図書館																														
企画課	市民活動支援課	健康																													
づくり支援課	子ども支援課																														
手賀沼課	クリーンセンター																														
都市計画課	学校教育課	指導																													
課	文化・スポーツ課	生涯学																													
習課	図書館																														

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 17 号

我孫子市生涯学習出前講座実施要綱の一部を改正する告示の制定について

我孫子市生涯学習出前講座実施要綱の一部を改正する告示を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 25 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

組織の見直しによる令和 4 年度からの係制移行に伴い、担当を係に改正するため、提案するものです。

我孫子市生涯学習出前講座実施要綱の一部を改正する告示

我孫子市生涯学習出前講座実施要綱（平成24年教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「我孫子市生涯学習センター「アビスタ」内公民館担当」を「我孫子市教育委員会生涯学習課」に、

「所属（ 課 担当／市民講師）」を

「所属（ 課 係／市民講師）」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

議案第18号

我孫子市教育委員会人事異動について

我孫子市教育委員会人事異動を別紙のとおり行うものとする。

令和4年3月25日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

我孫子市教育委員会行政組織規則第4条第9号の規定に基づき、令和4年4月1日付けで人事異動を行いたく提案するものです。